

2012年1月

『 あ い ド ル 君 』
積立利率変動型一時払終身保険（USドル建）
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-981-088

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

2011年4月版

AIGエジソンの

あいドル君^{\$\$}

—— つなぐ愛、育む愛 ——

積立利率変動型一時払終身保険 (USドル建)



募集代理店

引受保険会社

AIGエジソン生命

あいドル君

つなぐ愛、育む愛

積立利率変動型一時払終身保険(USD建)

時代に合った、新しいかたちを

「一生涯の死亡保障」と「これからの資産形成」を
世界の主要通貨であるUSD建で実現します。

❗ <この商品において特にご注意いただきたい事項>

1. お客さまが支払う諸費用

- (1) 契約時に、保険契約の締結に必要な費用(一時払保険料の7%)が一時払保険料から控除されます。
保険期間中、保険契約の維持および保険金等の支払いに必要な費用が積立金から毎月控除されます。これらの費用は、契約年齢・性別等によって異なります。
- (2) 積立利率は、予定利率の最低保証等に必要費用を控除して設定されます。
- (3) 円で解約払戻金を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。
※TTMとTTBの差額は1円です。(2011年4月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)
- (4) USD建で保険金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

2. この商品における市場リスク

- (1) 為替変動リスク
この保険におけるUSD建と円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は保険料払込時の円換算額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。
- (2) 市場金利変動リスク
この保険における解約払戻金額は、アメリカ合衆国の市場金利の変動に応じた市場価格調整率が適用されるため変動します。このため、一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この市場金利変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

日本とアメリカの金利の比較

日米の金利差

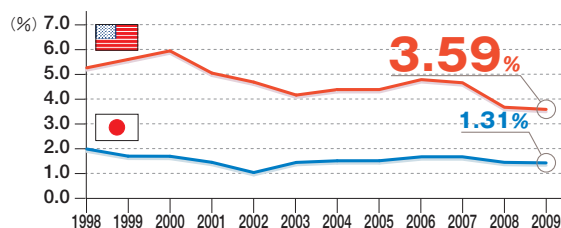
長期金利を比較すると、アメリカの金利は日本の金利より高水準にあることがわかります。

注) グラフの金利水準は過去の実績であり、将来もアメリカの金利が日本の金利より高水準となることを保証するものではありません。

■日米の長期金利の推移 (1998~2009年)

米国…10年国債利回り(期中平均)

日本…10年物国債新発債流通利回り(末日値)



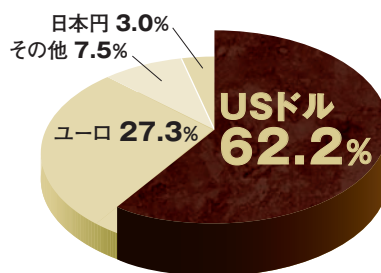
外務省「主要経済指標(日本及び海外) 2009年10月7日」より
長期金利 (2009年8月時)

圧倒的なシェアを誇るUSDドル

外貨保有の中心

世界の中央銀行の外貨準備に占める通貨の比率を見た場合、USDドルが全体の約3分の2を占めており、円は全体の3%程度です。

■主要国の外貨準備に占める通貨の比率 (2009年)



IMF「Annual Report 2010」より

物価変動の要因の1つとして 為替の影響があげられます。

物価と為替

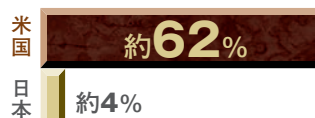
一般的に「円高」になれば輸入品の価格は下がりますが「円安」になると輸入品の価格は上がります。食料・エネルギー自給率の低い日本では円安は物価の上昇にもつながります。外貨保有は、物価上昇に対する有効な手段の1つです。

■日米の食料自給率 (平成15年供給熱量総合自給率)



農林水産省「平成18年度食料自給率レポート」より

■日米のエネルギー自給率 (原子力を除く)



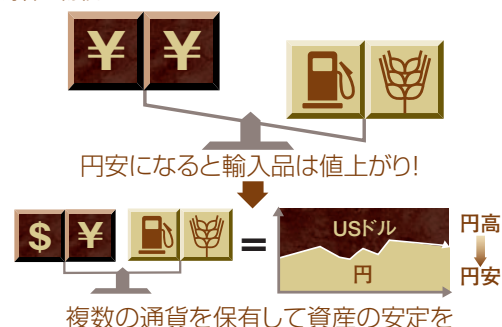
IEA「ENERGY BALANCES OF OECD COUNTRIES 2009」より

通貨分散により円安時のリスクを軽減

資産価値の安定

円だけで資産を保有するのではなく、円とUSDドルの両方に資産を分散すれば、リスクも分散し、資産価値の安定化を図れます。

■為替と物価のバランス



一生涯の死亡保障と計画的な資産形成 「残したい」「殖

1 USドルの魅力を一時払で確保

積立利率は毎月1回、米国の市場金利情勢等に応じて設定されます。

❗ご契約の際は、為替レートおよび契約時の積立利率を必ずご確認ください。

●契約時に設定される予定利率は、契約日において計算される積立利率と同率となり、契約日より初めて到来する積立利率計算基準日の前日まで適用されます。

2 生涯保障される基本保険金額

契約時に設定された基本保険金額は市場金利が下がった場合でも減額されることはありません。

●基本保険金額とは契約時または減額時に設定された保険金額をいいます。契約時の基本保険金額は、契約時の予定利率により設定されます。

3 米国金利に応じて保険金額が増加

積立利率計算基準日(10年毎の契約当日)市場金利情勢等に応じて設定される積立保険金額が、契約時に定められた保険金額だった場合、増加保険金額が加算されます。金額は減少しません。

●積立利率は、積立利率計算基準日(10年毎の契約当日)市場金利情勢等に応じて設定されます。ただし、積立利率計算基準日における被保険者の年齢は、その日を最終の積立利率計算基準日とし、以後適用されます。

※死亡日または高度障害給付金の支払事由該当日における解約払戻金額が死亡保険金額または高度障害給付金額を上回るときは、解約払戻金相当額を死亡保険金または高度障害給付金とみなします。

【契約例】

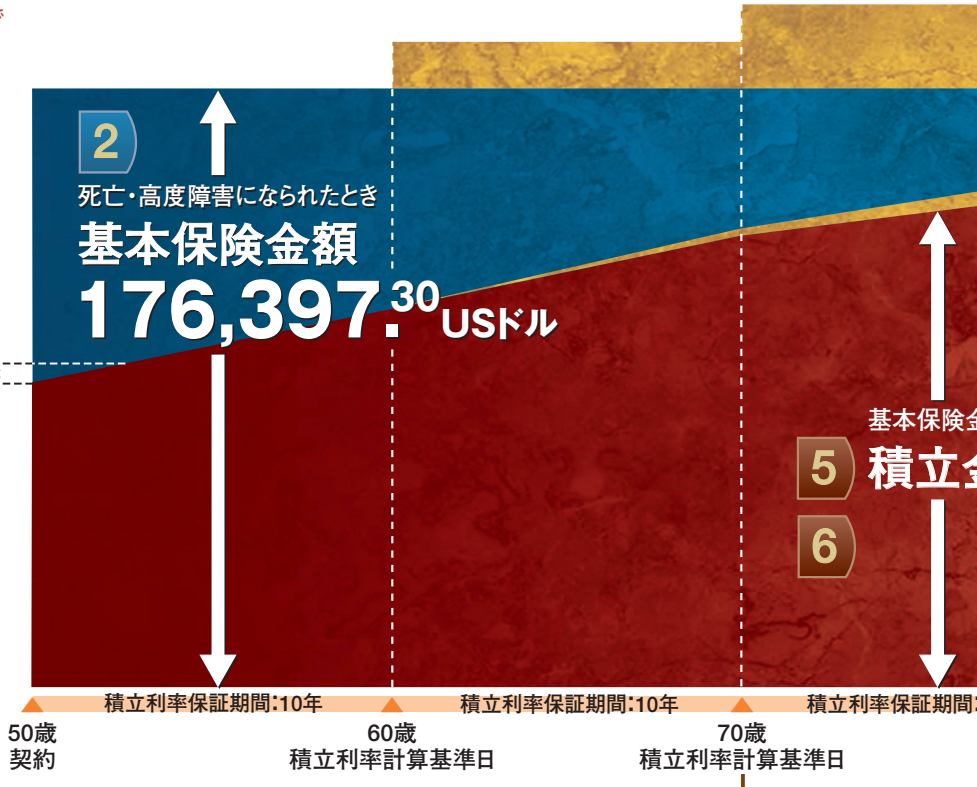
- ・契約年齢(被保険者):50歳/男性
- ・一時払保険料:100,000USDドル
- ・契約時の積立利率:3.00%(仮定)
- ・契約時の予定利率:契約時の積立利率と同率
- ※契約日より初めて到来する積立利率計算基準日以後の予定利率は2.25%(最低保証利率)となります。
- ・為替レート(TTM):100円(仮定)

- 費用:保険期間中、保険契約の維持および保険金等の支払いに必要な費用が積立金から毎月控除されます。
- 積立利率は、予定利率の最低保証等に必要な費用を控除して設定されます。

❗下記の数値は契約例に基づく仮定の数値ですので、実際のご契約の数値とは異なる場合があります。

費用
契約時に、保険契約の締結に必要な費用(一時払保険料の7%)が一時払保険料から控除されます。

1
一時払保険料
100,000 USD
一時払保険料円換算額
10,000,000 円
(保険料等円入金取扱特約)



一生涯の保障等にかえてキャッシュバリューを一時金または年金として受取ります。

5 積立利率計算基準日における解約払戻金は10年毎に確定

●契約日または積立利率計算基準日に、次の積立利率計算基準日における解約払戻金(USDドル)が確定します。

■上記契約例の各積立利率計算基準日における解約払戻金額

単位:USDドル

経過年数		10年	20年	30年	40年
解約払戻金額	積立利率:3.00%	116,406.34	143,523.91	171,421.66	194,978.68
	積立利率:2.25%	116,406.34	134,291.26	151,022.54	163,971.87

※上記解約払戻金額における「積立利率:2.25%」とは、契約日より初めて到来する積立利率計算基準日以後に適用される積立利率が2.25%(最低保証利率)で一定であると仮定した数値です。同様に「積立利率:3.00%」とは、積立利率が3.00%で一定であると仮定した数値です。

❗解約時の取扱いに関する詳細は、P.6をご覧ください。

6 積立金を年金として受取ります

年金移行特約により、積立利率計算基準日を特約締結日として積立金の全部または50%を所定の為替レートで円換算し、円建の年金として受取ることができます。詳しくはP.5をご覧ください。

※この特約は、50歳~79歳(年金支払開始日における被保険者の契約年齢)の間の積立利率計算基準日に付加(特約締結)できます。

いずれかを選択可能

3 ❗この商品(あいドル君)は、外貨建商品ですので為替相場の変動によるリスク(為替変動リスク)があります。

「やりたい」2つのニーズに応えられる仕組み



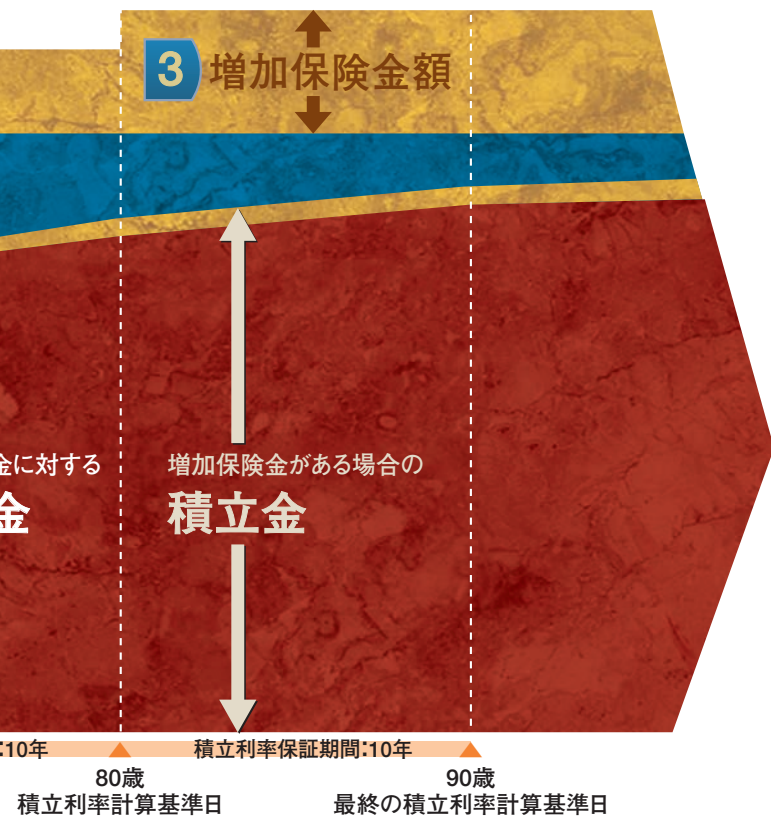
4 年金支払特約により 死亡保険金(USDル建)等を 毎年所定の円建の年金で 受取可能 (詳しくはP.5をご覧ください。)

当日)において、その時の
利率により計算した保
(基本保険金額)を上回
しかも、一度増えた保険

契約当日)に更改されます。
契約年齢が90歳以上の場合
後は最低保証利率(2.25%)

高度障害給付金としてお支払いします。

除されます。これらの費用は、契約年齢・性別等によって異なります。



金として受取れます。

可能



他にも様々な特長があります。

- 各種お受取りは「USDル」と「円」の選択が可能です。
 - 円で保険金等を受取る場合は、ご請求時に円支払取扱特約を付加していただきます。
※無配当年金支払特約および無配当年金移行特約による年金は円建のみとなります。
 - USDルで保険金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。
- USDルと円との換算に為替手数料はかかりません。
ただし、解約払戻金受取時の円換算時にはTTBが適用されます。
 - TTMとTTBとの差額(1円)は受取人の負担となります。(2011年4月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)
- 基本保険金額を減額することができます。
※減額後の基本保険金額が最低基本保険金額以上であること等、所定の条件があります。詳しくは、パンフレット最終面をご覧ください。
- リビング・ニーズ特約が付加できます。
被保険者が余命6ヵ月以内であると判断されるときに保険金をお支払いします。
※お支払い金額は、被保険者が請求された金額(死亡保険金額の範囲内かつ基本保険金額を円換算して最高通算3,000万円以内)から請求された金額に対する6ヵ月分の利息を差し引いた金額をお支払いします。
- 指定代理請求特約を付加できます。
給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人が請求を行なうことができます。

4 生涯保障

契約時に確定する基本保険金額および契約日から初めて到来する積立利率計算基準日における解約払戻金額

一時払保険料:100,000USDル
契約時の積立利率:3.00%
契約時の予定利率:契約時の積立利率と同率)の場合 単位:USDル

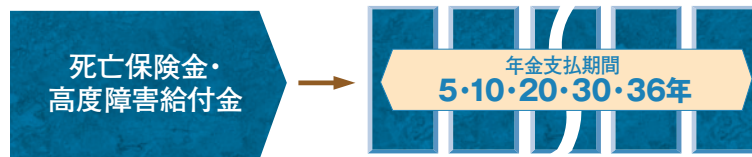
契約年齢	男性		女性	
	基本保険金額	解約払戻金額	基本保険金額	解約払戻金額
30歳	245,113.70	117,558.98	273,463.10	117,266.44
40歳	208,001.40	117,491.67	232,688.60	117,537.99
50歳	176,397.30	116,406.34	197,422.50	117,351.88
60歳	150,618.10	114,665.55	167,657.50	117,088.64
70歳	129,739.50	111,076.47	142,253.40	115,021.83

※実際の基本保険金額および解約払戻金額は、契約年齢・性別・一時払保険料および契約時の予定利率・積立利率等に応じて異なります。

各種特約、取扱い等について

死亡保険金・高度障害給付金を円建の年金(確定年金)としてお受取りいただけます。(無配当年金支払特約)

万一のとき、死亡保険金・高度障害給付金を一時金にかえて円建の年金(確定年金)としてお受取りいただけます。



年金支払期間は、「5・10・20・30・36年」からご選択いただけます。

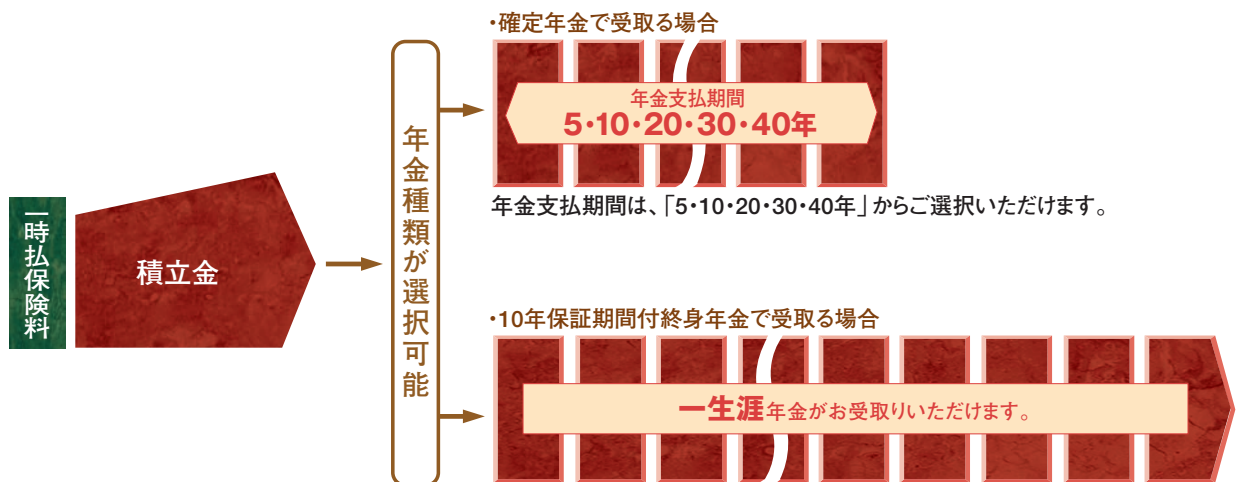
年金支払特約について

- ・年金額は、死亡保険金・高度障害給付金(以下「保険金等」といいます。)を年金基金設定日における最初のTTMを用いて円換算し、年金基金に充当し、計算されます。年金額が最低年金額(10万円)に満たない場合には一時金としてお支払いします。(年金基金設定日は、年金基金設定申出書がAIGエジソン生命本社に到達した日の翌営業日となります。)
- ・なお、年金額は年金基金設定日におけるAIGエジソン生命所定の率等により決定されるため、契約時には確定しておりません。
- ・この特約は新契約時・保険期間中および保険金等支払時に付加することができます。年金支払期間は、この特約の付加時にご指定いただき、以後の変更はできません。なお、この特約は、年金支払開始日前に限り、解約することができます。ただし、年金基金設定日後から年金支払開始日前までに解約された場合は、年金基金の価額(円建)をお支払いします。(年金支払開始日は、年金基金設定日の翌年の応当日となります。)

- **費** 無配当年金支払特約による年金受取時には年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。また、このほかに、基金設定時から年金支払開始時までの維持・管理費用が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

キャッシュバリューを円建の年金でお受取りいただけます。(無配当年金移行特約)

積立利率計算基準日(10年毎の契約応当日)に以後の死亡保障等にかえて積立金の全部または50%を円建の年金としてお受取りいただけます。



※選択できる年金種類等は、年金支払開始日における被保険者の契約年齢等によって異なります。

年金移行特約について

- この特約は、**50～79歳**(年金支払開始日における被保険者の契約年齢)の間の積立利率計算基準日に付加(締結)できます。
- この特約を付加する場合には、特約締結日(年金支払開始日)の2週間前までにその旨をお申出ください。年金額は、特約締結日における積立金を特約締結日における最初のTTMを用いて円換算し、円建の年金に移行します。なお、年金額の範囲は10万円～3,000万円(ただし、50%移行の場合は残存する死亡保険金額は最低基本保険金額(30,000USドル)以上が必要)です。
- ※年金額は特約締結日におけるAIGエジソン生命所定の率等により決定されるため、契約時には確定しておりません。
- ※年金額の限度額判定の円換算レートは年金移行特約の締結日における所定の換算レートを使用します。

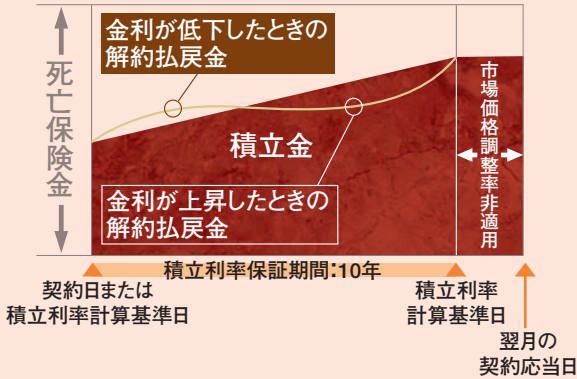
- **費** 無配当年金移行特約による毎年の年金受取時には年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

❗ ご注意ください:中途解約の取扱い

解約払戻金額(USドル)は、解約日の積立金額に所定の市場価格調整率を用いて計算された金額となりますので、**増減**する場合があります。これにより、**解約払戻金額は一時払保険料を下回る場合があります。**

注)解約日とは、請求書類のAIGエジソン生命受付日をいいます。

《解約払戻金額(USドル)変動のイメージ》



■解約払戻金額(USドル)の計算式

「解約日における積立金額×(1-市場価格調整率)」

(市場価格調整率についてはパンフレット最終面をご覧ください。)

※解約日が次の①②に該当するときは、市場価格調整率は適用せずに積立金額を解約払戻金額としてお支払いします。

- ①積立利率計算基準日からその直後の月単位の契約応当日の前日までの期間の場合
(例:契約日が1月1日の場合、積立利率計算基準日(1月1日)から1月31日までの期間。ただし、1月31日がAIGエジソン生命の非営業日の場合は、前営業日までの期間。)
- ②被保険者の契約年齢が90歳以上に達した積立利率計算基準日(最終の積立利率計算基準日)以後の場合

費)円で解約払戻金を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額(1円)は受取人の負担となります。
(2011年4月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)

税務取扱いについて

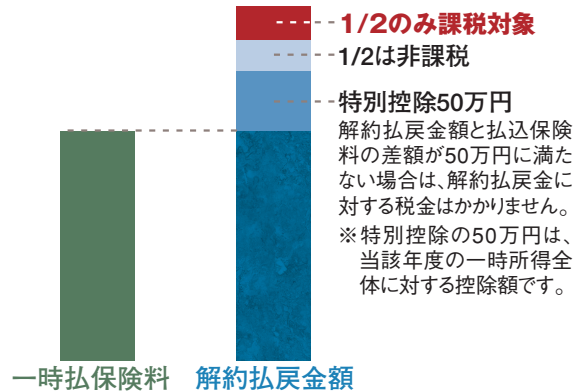
死亡保険金に関する課税について

・契約形態によって税金の種類が異なります。

契約者	被保険者	受取人	課税の種類
● 本人	● 本人	▲ 配偶者 + ■ 子	相続税
● 本人	▲ 配偶者 + ■ 子	● 本人	所得税(一時所得) + 住民税
● 本人	▲ 配偶者	■ 子	贈与税

解約払戻金に関する課税について

解約払戻金は一時所得となり、解約払戻金額から一時払保険料と特別控除50万円を引いた金額の半分が、他の所得と合算して課税されます。



※諸支払金をUSドルで受取る場合、課税により税引後の受取額(USドル)が一時払保険料(USドル)を下回る場合があります。

※税務取扱いは、2011年4月1日の税制に基づいて記載していますので、今後の法改定等で取扱いが変更される場合があります。また個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署、関与税理士等にご確認ください。なお、税務取扱いについては、所定の円換算基準日・適用為替レートを用いて円換算した金額が適用されます。

その他のサービスについて

- ・お申込みいただいたご契約の成立後、約2週間でご契約内容を記載した保険証券をお届けいたします。
- ・毎年1回「ご契約内容のお知らせ」にて契約内容をお知らせいたします。
- ・積立利率計算基準日の到来をお知らせいたします。
- ・積立利率計算基準日に更改された積立利率および保険金額を契約者宛にご案内いたします。

・カスタマーサービスセンターでご契約内容の照会等を承ります。

- 例)・死亡保険金の請求手続のお申出
- ・解約払戻金額の照会
 - ・改姓、受取人変更のお申出
 - ・住所変更のお申出

カスタマーサービスセンター

フリーコール **0120-981-088**

通話料
無料

受付時間 月～金 9:00～18:00

土 9:00～17:00(祝日、年末年始の休業日を除きます)

- ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています「契約概要」と、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を説明しています「注意喚起情報」を記載した「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「ご契約のしおり・約款」には、商品の詳細、クーリング・オフ(お申込の撤回等)、告知義務、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更、AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)の権限など、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識、主な保険用語の説明等を記載しています。必ずご確認のうえ、大切に保管ください。

ご契約に際して

最低一時払保険料	最低基本保険金額以上となる金額 100USDドル単位でご指定ください。
保険金	最低基本保険金額:30,000USDドル ※1契約および通算の最高保険金額については、契約年齢等により異なります。
被保険者の契約年齢	5~79歳
責任開始	お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込みがあったとき(告知前にお払込みがあったときは告知のとき)を責任開始時とし、その時から保険契約上の責任を負います。
予定利率	保険料・基本保険金額を計算する際に使用する利率で、契約日より初めに到来する積立利率計算基準日の前日までの予定利率は、契約日において計算される積立利率と同率となります。
積立利率	積立金を積み立てる際に使用する利率で、その時の市場金利情勢等に応じて毎月1日に設定され、その月の1日から月末における契約日および積立利率計算基準日の積立利率として設定および更改されます。ただし、積立利率は、予定利率(2.25%)が最低保証となり、これを下回ることはありません。 ・ 契約時の積立利率 ご契約時に設定された積立利率は、その後初めて到来する積立利率計算基準日(契約日より10年後の契約応当日)の前日まで一定です。 ※積立利率計算基準日とは、契約日より10年毎の契約応当日のことをいいます。ただし、積立利率計算基準日において被保険者の契約年齢が90歳以上の場合には、その日を最終の積立利率計算基準日とします。 ・ 積立利率計算基準日における積立利率の更改 積立利率は、積立利率計算基準日の市場金利情勢に応じて更改されます。ただし、最終の積立利率計算基準日においては、最低保証利率を適用し、以後の積立利率の更改は行いません。 ・ 積立利率保証期間 契約日および積立利率計算基準日より次回の積立利率計算基準日の前日までの期間をいい、この保険では10年となります。

※契約年齢は契約日(計算基準日)における満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以下の場合は切り捨て、6ヵ月を超える場合には満年齢に1歳加算した年齢となります。
(例)49歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は50歳です。

主な適用為替レート (詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください)

この保険におけるUSDドルと円との換算に用いる為替レートは、次の通りとなります。なお、TTMはAIGエジソン生命が指定する金融機関の公示値を用い、TTBはTTM-1円となります。(2011年4月1日現在)

対象	適用為替レート	為替適用日
一時払保険料	最初TTM	AIGエジソン生命の指定口座に着金した日
死亡保険金・高度障害給付金・リビングニース特約の保険金	最初TTM	AIGエジソン生命が支払処理を行なった日
解約払戻金	最初TTB	請求書類がAIGエジソン生命本社に到達した日の翌営業日
年金	年金支払特約	最初TTM 会社が受け付けた年金基金設定申出書またはこの特約を付加する書類がAIGエジソン生命本社に到達した日の翌営業日
	年金移行特約	最初TTM 特約締結日

注)USDドルで取り引きされた場合の税務取扱い上の適用為替レート・為替適用日は異なる場合があります。

特約について

保険料等円入金取扱特約	一時払保険料をUSDドルにかえて円により入金ができます。
円支払取扱特約	各支払請求時にこの特約を付加することによって保険金や解約払戻金等をUSDドルにかえて円により受取ることができます。

最新の為替レートおよび契約時の積立利率を音声ガイドで24時間ご案内しています。

為替レート・積立利率
照会ダイヤル
フリーコール **0120-953-553** 通話料無料

取扱いの詳細

積立金	将来の保険金および給付金を支払うために、保険料の中から積み立てられるものをいい、市場金利情勢に基づいて設定された積立利率を適用して計算されます。
区分経理	区分経理とは、会社の資産・負債・損益をいくつかの保険種類に区分し、それぞれ管理することをいいます。積立利率変動型一時払終身保険(USD建)は、他の保険とは明確に区分経理され、独立して資産の管理・運用を行います。
基本保険金	契約時または減額時に設定される保険金額をいいます。
増加保険金	積立利率計算基準日において積立利率をもとにして計算した保険金額から基本保険金額を差引いた保険金額をいいます。 増加保険金額は積立利率の更改に応じて変動しますが、積立利率計算基準日において計算される増加保険金額が前回の積立利率計算基準日において計算された増加保険金額を下回ることはありません。
市場価格調整	市場価格調整とは、解約払戻金の計算の際に、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させる手法のことをいいます。一般的に積立利率設定時よりもアメリカ合衆国の市場金利が高くなると資産価値は減少し、市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。 (市場価格調整率の計算式) $\text{市場価格調整率} = 1 - \frac{1 + \text{解約日または減額日に適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日または減額日を積立利率計算} + 0.3\% \text{基準日として計算される積立利率}}^{12}$ ※市場価格調整率には上限0.2、下限-0.2が設定されています。 ・ 解約日または減額日 (以下「解約日等」といいます。)に適用されている積立利率 解約日等はこの保険(契約された保険)で実際に適用されている積立利率 ・ 解約日等を積立利率計算基準日として計算される積立利率 解約日等を積立利率計算基準日として積立利率保証期間(10年)に対して計算される積立利率 ・ 残存月数(月数未滿切上げ) 解約日等から直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの月数

その他

減額	最低基本保険金額を限度として取扱いします。ただし、減額後の基本保険金額の取扱単位は、1,000USDドル単位となります。なお、減額された場合には、減額分だけ保険契約が解約されたものとし、減額分に対する解約払戻金をお支払いします。(解約払戻金の計算についてはP.6をご覧ください。) ※増加保険金額のみの減額はお取扱いいたしません。また、基本保険金額を減額したときは、同じ割合で積立金額および増加保険金額も減額されるものとします。
配当金	この保険は、無配当保険のため配当金はありません。
増額・契約者貸付	この保険は、増額、契約者貸付のお取扱いはいたしません。

※保険金・給付金のお支払いは、責任開始時以後に支払事由が発生した場合に限りです。

※この保険は、責任開始の日から3年以内に被保険者が自殺された場合は死亡保険金をお支払いしません。

募集代理店からのお知らせ

- ・保険募集を行なうにあたって、募集代理店がお客さまのお取引きに関する情報(預金・為替・融資等の情報)を利用させていただく場合があります。また、保険募集を行なった際に、お客さまから提供いただいた情報やご契約内容等の情報を他のお取引きに利用させていただく場合があります。
- ・「あいドル君」のご契約の成否が、お客さまと募集代理店との他のお取引きに影響することはありません。
- ・「あいドル君」は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- ・募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店宛にご確認ください。
- ・募集代理店は、お客さまが「銀行等生命保険募集制限先」に該当するか否かについてご確認させていただき、該当する場合は、原則保険募集を行ないませんので予めご了承ください。
- ・募集代理店は、お客さまが当該金融機関へ資金の貸付の申込みをされている間は、お客さまおよびその密接関係者(顧客が法人である場合の代表者、顧客が代表者である場合の法人)に対して原則保険募集を行ないません。
- ・生命保険商品は、預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。

お問合せ(担当者) *AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。
募集代理店

引受保険会社

AIGエジソン生命

AIGエジソン生命保険株式会社

〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー

TEL (03) 6658-6000 (大代表)

ホームページ <http://www.aigedison.co.jp>

AIGエジソン生命は、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員です。AIGの許可を受けて社名に「AIG」を当面継続して使用しますが、当社とAIGは経営上の関係はありません。